

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 3月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	使用済燃料貯蔵プール底部調査において、異物(ワッシャー付きボルト1個)が認められたため、当該異物を回収し、混入した原因について調査。	G III	3月28日公表済み

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	換気空調系原子炉建屋給気隔離弁(B)及び排気隔離弁(B)の弁駆動用電磁弁より、弁駆動圧縮空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、漏えい量が微小なため、弁動作及び開・閉状態維持に問題なし。	G III	
2	2号機	主復水器連続洗浄装置捕集器ピットストームドレン系サンプポンプ(A)及び(B)において、各出口圧力計の指示不良(各ポンプ停止中にもかかわらず、指針が目盛板を逸脱、及び0.5MPaを指示)が認められたため、当該圧力計を点検・修理。	G III	
3	その他	原子力規制庁より当所ERSS(緊急時対策支援システム)のデータ転送がされていない旨の連絡があり、確認したところ、当日の作業完了後の社内対応ルールの一部不履行(所内の作業主管箇所と設備管理箇所の連絡体制不備、作業完了後の健全性未確認)が認められたため、対策検討。	G II	